

令和7年度

函南町留守家庭児童保育所入所案内



函南町 厚生部子育て支援課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

電話番号 055-979-8128

※ この入所案内は、留守家庭児童保育所の利用にあたっての注意事項等が記載されていますので、お子様が保育所をご利用いただいている間は必ず保管してください。

施設概要・入所手続き

1 目的

留守家庭児童保育所は、放課後や長期休暇中に保護者が家庭にいない児童に対し、遊びを主とする児童の健全育成活動を行い、児童の育成・指導に資することを目的として設置、運営しています。

2 入所要件

町内の小学校に通学する１年生から５年生で、保護者及び１８歳以上６５歳未満（入所開始日時点）の同居の親族が次のいずれかに該当し、放課後等に家庭で保育することができない児童が対象となります。（丹那留守家庭児童保育所のみ６年生も入所できます。）

要件	内容
就労	下校時を含み、就労している
妊娠・出産	保護者が出産前後（出産予定日の４２日前の属する月から５６日後の属する月まで）
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある
介護・看護	同居している家族または親族で、介護・看護が必要な人を常時介護・看護している
就学	就学中または職業訓練を受けている
その他	特に必要があると認められる場合

3 開所時間

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 開校日の月曜日から金曜日まで | 授業終了後から 18 時 30 分まで |
| (2) 土曜日、学校代休日、長期休業中 | 8 時 00 分から 18 時 30 分まで |

4 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 8 月 13 日から 8 月 15 日まで
- (4) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

5 料金

(1) 入所料（月額）

1 子	5,000 円
同一世帯の 2 子以降	3,000 円
母子または父子世帯	3,000 円
生活保護、要保護、準要保護世帯	無料

(2) おやつ代、教材費等（月額）

おやつ代 1,500 円 教材費等 500 円 計 2,000 円

※ アレルギーを持つ児童で、家庭からおやつを持参していただく場合は、教材費等のみお支払いいただきます。

※ おやつ代、教材費等は変更となる場合があります。

※ 入所料等は、月の途中から利用がなくなっても同額となります。（日割り精算等はいりません。）

※ 入所料等に滞納が発生し、督促に応じない場合は退所となります。

6 入所料等の納付

(1) 入所料

口座振替または納入通知書にてお支払いいただきます。（納入通知書は口座振替登録のない方のみ毎月送付します。）口座振替の利用のご協力をお願いします。

※ 入所する児童が以前に留守家庭児童保育所を利用して、口座振替で入所料をお支払いいただいており、振替口座の変更がない場合は手続き不要です。

令和 7 年度 入所料口座振替予定日

4 月分	令和 7 年 4 月 30 日	8 月分	令和 7 年 9 月 1 日	12 月分	令和 7 年 12 月 25 日
5 月分	令和 7 年 6 月 2 日	9 月分	令和 7 年 9 月 30 日	1 月分	令和 8 年 2 月 2 日
6 月分	令和 7 年 6 月 30 日	10 月分	令和 7 年 10 月 31 日	2 月分	令和 8 年 3 月 2 日
7 月分	令和 7 年 7 月 31 日	11 月分	令和 7 年 12 月 1 日	3 月分	令和 8 年 3 月 25 日

(2) おやつ代、教材費等

各保育所にて、前月の末日までに現金で保護者が持参してください。

7 傷害保険

保育中の事故や怪我に備え、必ず傷害保険に加入していただきます。

(1) 保険期間

入所の日から令和8年3月31日まで

(2) 保険料（見込）

年額 2,300 円程度（入所開始月により異なります。）

(3) 保険適用範囲

留守家庭児童保育所の管理下中（保育所と住居との往復途上を含む。）に発生した、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ

(4) 保険金額

死亡・後遺障害 3,350,000 円

入院日額 4,500 円

通院日額 3,000 円

※ 途中で退所しても、返金はありません。

※ 保険料、保険金額、補償内容等は変更となる場合があります。

8 施設及び定員

施設	定員	場所	電話番号
東部第1留守家庭児童保育所 東部第2留守家庭児童保育所 東部第3留守家庭児童保育所	150 人	東小学校校舎東側	979-5915 090-7115-5249
中部第1留守家庭児童保育所 中部第2留守家庭児童保育所 中部第3留守家庭児童保育所	150 人	函南小学校第2グラウンド東側	978-2257 090-7115-5288
西部第1留守家庭児童保育所 西部第2留守家庭児童保育所 西部第3留守家庭児童保育所	150 人	西小学校グラウンド北側	979-6513 090-7115-5377
北部留守家庭児童保育所	20 人	桑村小学校校舎内	979-7382
丹那留守家庭児童保育所	30 人	丹那区名賀集会所内	090-7600-7851

9 入所申込について

(1) 入所期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（1年間）

※ 年間利用の申込は、通年で利用を予定している児童のみとしてください。
欠席が続く児童は、他の利用希望児童の利用枠確保のため、退所いただくことがあります。

(2) 受付期間（年間利用）

ア 新規入所

令和6年11月18日（月）から令和6年12月6日（金）

函南町役場 3階 子育て支援課窓口

8時30分から17時15分まで（土、日、祝日を除く）

イ 入所児童の継続利用

令和6年12月6日（金）までに各保育所へ提出してください。

※ 受付期間を過ぎてから提出いただいた場合、期間中に申請された方を優先して入所を決定します。

(3) 必要書類

ア 留守家庭児童保育所入所申請書

イ 留守家庭児童保育所入所に関する調査票

ウ 同意書

エ 入所要件の確認できる書類

入所要件に応じて、以下の書類を提出してください。保護者及び18歳以上65歳未満の同居の親族全員分が必要です。

要件	書類
就労	就労証明書（現在の勤務状況を証明するもの）
妊娠・出産	母子健康手帳（出産予定日の確認できる頁）の写し
疾病・障害	診断書、障害者手帳等（疾病・障害の状況が確認できるもの）の写し
介護・看護	介護・看護状況申告書
就学	受講指示書、学生証の写し等
その他	お問い合わせください

※ 上記にかかわらず、入所要件の確認のため、別途書類の提出をお願いする場合があります。

10 入所決定について

入所は、児童の学年、保護者の勤務状況や家庭環境などを審査のうえ決定します。定員を超える申込があった場合は、入所をお待ちいただくことがあります。

11 年度途中、長期休暇中の入所について

年度途中からの入所申請は、令和7年4月1日以降、随時受け付けます。入所開始日は各月1日から、月単位の利用となります。入所を希望する月の前月20日（土、日、祝日の場合は直近の平日）までに、9(3) 必要書類 1式を子育て支援課窓口へ提出してください。

※ 定員超過等の理由により、入所をお待ちいただく場合があります。

※ 翌々月以降の入所の申請も受け付けますが、入所の決定は先着順ではありません。入所の審査及び決定は、入所開始日の前月下旬に行います。

利用に当たっての注意事項

1 留守家庭児童保育所の生活について

留守家庭児童保育所では低学年から高学年までが集団で過ごします。以下のルールを守るよう、指導員が声かけ、指導をします。ご家庭でも、児童に声掛け、指導をお願いします。

- (1) 挨拶をする
- (2) 他の児童と仲良く過ごす
- (3) 物を大切に扱い、使ったものは自分で片付ける
- (4) 廊下、室内で走らない
- (5) 危険なことはしない
- (6) 指導員の指導に従う

※ ルールを守れない、他の児童に著しく迷惑をかける等の問題行為が改善されない場合は、退所いただくことがあります。

2 持ち物について

留守家庭児童保育所に備え付けるものとして、以下のものをご準備ください。

- (1) 着替え一式（1，2年生は必須、3年生以降は任意）
- (2) 防災ずきん
- (3) 上履き（つま先、かかと部分に大きく名前を記入してください）
- (4) ビニール袋（汚れ物入れ用）

※ 持ち物は、年間利用の場合は利用開始前の3月24日（月）から3月31日（月）までの開所時間中に、各保育所へお持ちください。

留守家庭児童保育所内に持ち込む私物には、名前をつけてください。

危険物や、学校に持ってきてはいけないもの（おもちゃ、ゲーム等）は持ち込ませないでください。紛失、破損しても町は責任を負いかねます。

3 事故、怪我、体調不良時の対応について

保育中に事故、怪我、体調不良等が発生し、病院の受診や家庭での静養等が必要であると判断した場合は、入所申請書に記載の緊急連絡先へ連絡しますので、お迎えの対応をお願いします。

出席停止となる感染症に罹患した場合、在籍しているクラスが学級閉鎖となった場合、集団生活に支障がある怪我をした場合は、留守家庭児童保育所の利用はできません。また、体調不良時は他の児童への感染を防ぐため、留守家庭児童保育所の利用を控えるようご協力をお願いします。

4 欠席等連絡について

入所児童が留守家庭児童保育所をお休みする際は、電話連絡または各保育所備え付けのお休み票により、必ず保育所へ事前にお知らせください。学校を欠席、早退した際も、必ず保育所へ連絡してください。（欠席、早退の連絡は、学校から保育所へは入りません。）

- | | |
|---------------------|----------------|
| (1) 開校日の月曜日から金曜日まで | 当日 13 時 30 分まで |
| (2) 土曜日、学校代休日、長期休業中 | 当日 9 時 30 分まで |

5 帰宅について

児童の送迎は、原則として保護者が責任を持って行ってください。お迎え時は名札を着用し、児童の教室前入口の指導員に学年と名前を伝えてください。

保護者以外の方が迎えに来る場合は、保護者から事前にご連絡ください。小学生の兄姉がお迎えに来る場合は、安全のため、午後 4 時までに来るようお願いします。

やむを得ず児童を一人で帰宅させる場合は、保護者から事前にご連絡ください。入退室の管理のため、一人帰りさせる時間は、午後 3 時、午後 3 時 30 分、午後 4 時のいずれかでお願いします。

※ 一人帰りの時間は、荒天等の理由により急遽前後する場合があります。一人帰りをさせる際は天候等に配慮いただき、必要に応じて留守家庭児童保育所に連絡のうえお迎えに変更する等、児童が安全に帰宅できるようご協力をお願いします。

6 お迎え遅れについて

お迎え遅れないようご協力をお願いします。お迎えの時間が 18 時 20 分以降となる場合は留守家庭児童保育所にご連絡ください。

※ お迎え遅れが常態化する場合は、退所いただくことがあります。

7 お弁当について

留守家庭児童保育所で昼食を食べる日は、忘れずにお弁当を持たせてください。市販のお弁当等を持たせても構いません。

カップラーメン等のインスタント食品、お菓子類、ジュース類はご遠慮ください。また、電子レンジや冷蔵庫等は使用できません。特に夏場の保冷対策は各家庭で対応をお願いします。

8 災害時等の対応について

台風の接近、気象警報の発表等により、登校日の午後1時まで学校が休校・引き渡しとなった場合、休校・引き渡しをした地区の留守家庭児童保育所は休所します。

開所中に避難情報の発令等があった場合は、早めのお迎えを依頼します。また、休日・長期休暇中の開所前の時点で避難情報の発令等があり、災害発生のおそれがある場合、留守家庭児童保育所は休所となる場合があります。

その他、緊急の場合は指定避難所への避難等の措置を採る場合があります。

緊急時の連絡は、マメール「留守家庭児童保育所連絡網」または緊急連絡先への電話連絡等により行います。連絡の取れる体制を取っていただくようお願いします。

9 申請内容の変更、退所について

(1) 申請内容の変更

住所、氏名、家族構成、緊急連絡先、勤務先等に変更があった場合は、速やかに各保育所に届け出てください。

ア 家族構成に変更が生じた場合、翌月より入所料が変更となる場合があります。

イ 勤務先が変更となった場合は、新たな勤務先の就労証明書を提出してください。

(2) 退所

退所を希望する場合は、退所する月の20日（休所日の場合は直前の開所日）までに、留守家庭児童保育所退所届を各保育所または子育て支援課へ提出してください。（留守家庭児童保育所退所届は、各保育所または子育て支援課で配布します。）

※ 退所届の提出が遅れた場合、退所が翌月末日付けとなります。

10 その他

(1) 各保育所の入口付近にお知らせの掲示板を設置しています。お迎えの際にご確認をお願いします。

(2) 年2回程度、奉仕作業を実施しますのでご協力をお願いいたします。